

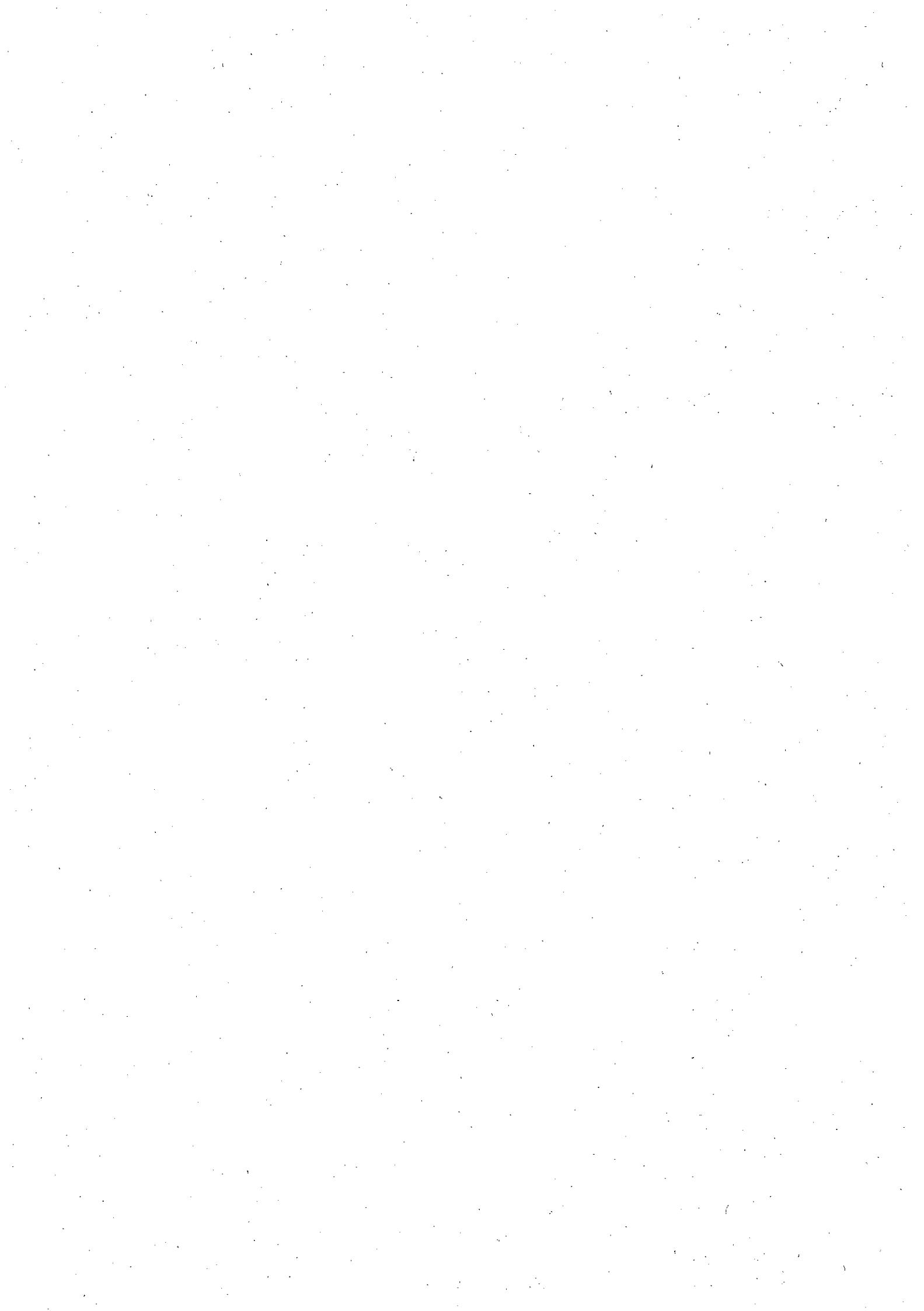
議案第58号

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月3日提出

日野町長 塔田 淳一



## 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が令和3年3月31日限りで失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正内容

過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、同計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等をした者について、固定資産税の課税免除を受けることができるよう規定を整備するもの。

### 3 施行期日

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を改正する条例

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成2年日野町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)内において過疎地域に係る同法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1項に規定する産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備の取得等(法第23条に規定する取得等)に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定め、もって町内産業の活性化を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)内において製造の事業若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定め、もって町内産業の活性化を図ることを目的とする。
(課税免除) 第2条 過疎地域内において、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項又は第45条第2項の規定の適用を受けた者に課税設備(以下「設備」という。)を取得等(法第23条に規定する取得等)した者に課税する当該設備を構成する家屋及び賃貸資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものはその取得の日の翌日から起したものに限り、かつ、土地に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手が算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があ	(課税免除) 第2条 過疎地域内において、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項又は第45条第1項の規定の適用を受けた者に課税する当該家屋及び賃貸資産並びに当該家屋の敷地の用に供する土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地に当該家屋の建設の着手があ

つた場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税について  
は、新たに固定資産税を課すこととなつた年度以降3年度間の各  
年度において課する固定資産税に限り、地方税法(昭和25年法律第  
26号)第6条第1項の規定により固定資産税を課さない。

(課税免除の届出等)

第3条 前条の規定の適用により固定資産税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を設備又はその敷地である土地を事業の用に供することとなつた日から30日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 設備又はその敷地である土地の所在地及びその事業所名
- (3) 事業の種類及び製品名
- (4) 事業計画
- (5) 設備の名称、製造、数量及び価格又は土地の面積及び価格
- (6) 設備を事業の用に供したこととに伴つて増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)
- (7) その他参考となるべき事項

2 略

3 町長は、前条の規定の適用により固定資産税を課さないこととしたときは、その旨を設備を新設し、又は増設した者に通知しなければならない。前条の規定の適用がないと認めるとときも、また同様とする。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第4条 略

「資産」という。))に対して課する固定資産税については、当該課税免除対象固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定により固定資産税を課さない。

(課税免除の届出等)

第3条 前条の規定により課税免除対象固定資産に係る固定資産税を課されないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を課税免除対象固定資産を事業の用に供することとなつた日から30日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 課税免除対象固定資産の所在地及びその事業所名
- (3) 事業の種類及び製品名
- (4) 事業計画
- (5) その他参考となるべき事項

2 略

3 町長は、第1項の届出があつた場合において、前条の規定により固定資産税を課さないこととしたときは、その旨を課税免除対象固定資産の所有者に通知しなければならない。同条の規定の適用がないと認めたときも、また同様とする。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第4条 略

(適用除外)

第5条 この条例の規定は、日野町地域経済牽引事業の促進に係る促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成29年日野町条例第19号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受ける者については、適用しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に關し必要な事項は、町長が定める。

第5条 この条例の施行に關し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。